

不服申立て事案答申第 131 号の概要について

1 件名

質問書に対する回答の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 3 月 14 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「平成〇年〇月〇日に提出した質問書（私が〇〇警察署長あてに発出したもの）及び回答」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が平成 30 年 3 月 28 日付けで、質問書に対する回答文書（以下「回答書」という。）は存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、「開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。具体的には、回答書及び質問書に対する決裁文書の開示を求める。平成〇年〇月〇日に提出した質問書は開示されたが、回答部分是不開示であったため。」とする審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 事実経過

ア 自己情報開示請求の受理

平成 30 年 3 月 14 日、処分庁は、審査請求人から「平成〇年〇月〇日に提出した質問書（私が〇〇警察署長あてに発出したもの）及び回答」との自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

イ 本件開示請求の対象となる文書の特定

本件開示請求は、審査請求人が平成〇年〇月〇日、愛知県〇〇警察署（以下「〇〇署」という。）長宛てに提出した「質問書」及びこの質問書に対する回答文書であると〇〇署は認識するに至った。

そして、質問書については、審査請求人が申出人となる平成〇年〇月〇日付けの警察安全相談等・苦情経過票に添付された、質問書と題する A4 サイズ 9 枚の文書（以下「質問書」という。）を確認し、本件開示請求の対象となる行政文書として特定した。

また、回答書については、作成されていないことを確認した。

ウ 自己情報開示決定及び同不開示決定

処分庁は平成 30 年 3 月 28 日、質問書については条例第 21 条第 1 項に基づき自己情報開示決定をし、回答書については行政文書として保有していないことから、条例第 21 条第 2 項に基づき本件処分をした。

エ 審査請求の提起

審査請求人は本件処分について、平成30年3月31日付けで審査請求を提起した。

(2) 質問書の取扱い

ア 警察安全相談等

警察安全相談等は、県民から警察に申出のあった犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穏に係る相談、並びに警察行政に係る要望・意見・感謝・激励・事件情報及びこれらに類するものである。警察安全相談等については、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成24年愛知県警察本部訓令第4号）及び同規程の運用（平成24年務住発甲第27号）において、その処理手続き等が定められている。

イ 処理の流れ

警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。取扱票は、申出者の氏名、申出内容の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下「経過票」という。）に記録するものとしている。

ウ 申出者からの提出文書の取扱い

上記のとおり、警察安全相談等の処理に当たっては、申出内容等を記載する取扱票又は経過票を作成し、申出者から書面等の提出があった場合は申出内容を明確にするために取扱票又は経過票に添付することになる。

(3) 質問書の受理等の取扱いについて

〇〇署が審査請求人から受けた質問書の取扱い等については要旨以下のとおりである。

ア 平成〇年〇月〇日、〇〇署副署長は審査請求人と面談した際、同人から質問書の提出を受け、同人は書面で回答が欲しい旨申し立てた。

イ 〇〇署副署長は審査請求人に対して、質問書について回答するとは言えない、回答するかどうかは〇〇署で判断する旨説明した。

ウ 〇〇署副署長は面談後、経過票を作成したほか、同経過票に質問書を添付した。

エ 〇〇署は質問書の記載内容について検討した結果、全て審査請求人に回答済

みの内容であったことから、〇〇署は審査請求人に対して、同様の回答を繰り返す必要はないと判断したことに伴い、回答書の作成はない。

以上により、〇〇署においては本件開示請求のうち、回答書については作成していないことが判明した。

(4) 本件処分の正当性

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由において、開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める旨の主張をしているが、上述した理由から、〇〇署では回答書を作成しておらず、その存在のないことが明らかであることからすれば、本件開示請求に対する本件処分が適正であり、その手続きについて何ら^{かし}瑕疵はないから、本件審査請求における請求の主張が何ら理由のないものであることは明白である。

(5) 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求において、回答書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 回答書の存否について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び意見陳述並びに処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえ、本件審査請求の争点と解される回答書の存否について、以下検討する。

ア 質問書に対する〇〇署の対応について

処分庁によれば、平成〇年〇月〇日、〇〇署副署長は審査請求人と面談した際、審査請求人から質問書の提出を受け、審査請求人は書面で回答が欲しい旨申し立てたとのことである。これに対して、〇〇署副署長は審査請求人に対して、質問書について回答するとは言えない、回答するかどうかは〇〇署で判断する旨説明し、面談後に経過票を作成するとともに、同経過票に質問書を添付したとのことである。

イ 回答書の存否について

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、〇〇署において質問書の記載内容について検討した結果、全て審査請求人に回答済みの内容であったことから、〇〇署は審査請求人に対して同様の回答を繰り返す必要はないと判断し、改めての回答書の作成はしなかったとのことである。

なお、質問書の記載内容に対する個別の回答については、過去に審査請求人と

対応した際に作成した経過票に記載があり、これらの文書は別の自己情報開示請求で開示済みとのことである。

これらのことからすれば、回答書を作成又は取得していないとする処分庁の説明は特段不合理とまではいえない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「質問書に対する決裁文書の開示を求める。」と主張しているが、本件開示請求書に決裁文書の開示を求める旨の記載はない。参考までに、当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、質問書に対して回答しないこととする意思決定については、口頭で行い、決裁文書は作成していないとのことであった。

質問書の記載内容に対する回答について、前記(1)イで述べたとおり、全て審査請求人に回答済みの内容であったこと、〇〇署は審査請求人に対して同様の回答を繰り返す必要はないと判断したことからすれば、回答しないこととする意思決定については口頭で行い、質問書に対する決裁文書を作成していないとする処分庁の説明は特段不合理とまではいえない。

(3) その他

質問書に対して処分庁が文書で回答をしなかったことについて、質問項目が全て審査請求人に回答済みの内容であったとしても、回答済みであるといった文書を発出するなど、文書による何らかの回答をすべきであったとの意見及び質問書に対して回答しないこととする意思決定については、文書で行うべきであるとの意見があったことを申し添える。

不服申立て事案答申第 132 号の概要について

1 件名

警察安全相談等一覧表等の一部開示決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 1 月 29 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、別記 1 に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が平成 30 年 6 月 14 日付けで、別記 2 文書一覧表に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定したところ、審査請求人は、「「質問書（平成〇年〇月〇日付け）」の 11 項目（7 の項目を除く）について、開示されなかったため、開示を求める。」とする審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 事実経過

ア 自己情報開示請求の受理

平成 30 年 1 月 29 日、処分庁は、審査請求人から、本件開示請求を受理した。

イ 本件開示請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求は、

(ア) 愛知県〇〇警察署（以下「〇〇署」という。）管内において発生した審査請求人の母親を被害者とする交通死亡事故

(イ) 〇〇署の審査請求人への対応

(ウ) 審査請求人からの情報公開請求

に関して、審査請求人がした苦情・意見・要望・相談の処理経過及び結果に関する文書を求めるものである。

〇〇署は、本件開示請求を受けて調査した結果、警察安全相談等及び苦情等の各業務の処理に関して作成、又は取得した別記 2 文書一覧表の計 52 件 640 枚の本件保有個人情報を、本件開示請求の対象となる保有個人情報として特定した。

ウ 決定期間の延長

上述のとおり本件保有個人情報は大量であり、処分庁は、開示請求があった日から起算して 45 日以内にそのすべてについて開示決定等するにあたり、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが認められたため、条例第 23 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断し、本件開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間を平成 30 年 1 月 29 日から同年 3 月 14

日までとし、残りの保有個人情報について開示決定等する期限を平成 30 年 6 月 14 日までとする決定期間特例通知書を、平成 30 年 2 月 9 日審査請求人に対して発送した。

エ 開示決定等及び開示の実施

処分庁は、本件保有個人情報のうち別記 2 文書一覧表の文書 1 から 8 について、条例第 17 条各号が規定する不開示情報及び条例第 44 条が規定する適用除外情報に該当する部分を不開示とした上で、本件保有個人情報のうち相当の部分として、平成 30 年 3 月 14 日に自己情報一部開示決定をなし、文書 9 から 11 の保有個人情報については、不開示情報が存在しなかったことから自己情報開示決定を、文書 12 から 52 の保有個人情報については、条例第 17 条各号が規定する不開示情報及び条例第 44 条が規定する適用除外情報に該当する部分を不開示とした上で自己情報一部開示決定を、平成 30 年 6 月 14 日にそれぞれなし、全ての開示決定等に係る保有個人情報を同月 15 日開示した。

(2) 本件保有個人情報

ア 警察安全相談等

(ア) 定義

警察安全相談等は、県民から警察に申出のあった犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穏に係る相談、並びに警察行政に係る要望・意見・感謝・激励・事件情報及びこれらに類するものである。警察安全相談等については、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成 24 年愛知県警察本部訓令第 4 号。以下「相談規程」という。）及び警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程の運用（平成 24 年務住発甲第 27 号。以下「相談規程の運用」という。）において、その処理手続き等が定められている。

(イ) 処理の流れ

警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。取扱票は、申出者の氏名、申出内容の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。

警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下「経過票」という。）に記録するものとしている。

(ウ) 警察安全相談等の処理に係る行政文書

警察安全相談等の処理の過程においては、前述のとおり受理時において作成する取扱票、対応の経過又は結果を記録する経過票及び取扱票の索引となる警察安全相談等一覧表等を作成し、又は取得する。

イ 苦情について

(ア) 定義

苦情とは、職員が職務執行において違法若しくは不当な行為をし、又は相当の行為をしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。

また、明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容として申し出られた苦情、提言、悲憤慷慨は対象とならない。

苦情には、文書により公安委員会に苦情の申出ができる苦情申出制度（以下「公安委員会宛苦情」という。）と警察に直接申出ができる苦情申出制度（以下「警察宛苦情」という。）がある。

(イ) 公安委員会宛苦情

a 概要

公安委員会宛苦情は警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 79 条に規定されており、都道府県公安委員会に対して警察職員の職務執行について苦情の申出があったときは、法令等に基づき、これを誠実に処理して、処理の結果を申出者に通知する制度であり、苦情を組織的に処理することで、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、問題点を是正していくことを目的とした制度である。

公安委員会宛苦情は、都道府県公安委員会に対して文書（苦情申出書）により申し出ることができ、申出のあった苦情について、都道府県公安委員会はその処理の結果を文書により通知しなければならない。

公安委員会宛苦情の処理手続については、警察法第 79 条、苦情の申出の手続に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則第 11 号）、苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県公安委員会規程第 5 号）及び公安委員会宛苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県警察本部訓令第 18 号）において規定されている。

b 処理の流れ

(a) 公安委員会宛に送付又は持参された苦情申出書については、事務局（警察本部総務部総務課公安委員会室）が整理し、公安委員会に受理の報告を行う。

(b) 苦情を受理した公安委員会は、警察本部長に対し、事実関係の調査及

びその結果を踏まえた措置について報告を求める。

- (c) 警察本部長は公安委員会からの指示に従い、苦情の対象となった職務執行を行った職員の所属（以下「対象所属」という。）に対し、事実関係の調査及びそれを踏まえた措置を講じさせ、その結果の報告を求める（対象所属に対する調査指示は、事務を担当する住民サービス課長が行う。）。
- (d) 対象所属は、苦情に関する調査結果等を住民サービス課長を経由して警察本部長に報告し、住民サービス課長が調査結果等を公安委員会に報告する。
- (e) 報告を受けた公安委員会は、調査結果等を基に、
 - i 申出のあった苦情に係る事実関係の有無
 - ii 事実関係が確認できた場合は、苦情の対象である職務執行の問題点の有無
 - iii 問題点のある職務執行については、講じた措置等について、文書（苦情処理結果通知書）で申出者に通知する。

c 公安委員会宛苦情の処理に係る行政文書

公安委員会宛苦情の処理の過程においては、申出者が苦情を申し出るために作成する苦情申出書、公安委員会が警察本部長に対して苦情の調査指示をするために作成する調査指示書、住民サービス課長が対象所属長に対して苦情の調査を依頼するための調査依頼書、対象所属長が警察本部長へ苦情の処理結果を報告するための苦情処理結果報告書、住民サービス課長が公安委員会に苦情の処理結果及び申出者への通知文案を報告するために作成する苦情調査結果報告書・通知文（案）のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。

(ウ) 警察宛苦情

a 概要

警察宛苦情は、公安委員会宛苦情以外の警察に直接申出のあった苦情についても、組織的かつ適切に解決し、警察業務の運営に資すること等を目的として定められた制度であり、相談規程及び相談規程の運用において、その処理手続等が規定されている。

b 処理の流れ

- (a) 警察宛苦情の申出を受理したときは、取扱票を作成して、速やかに申出者の氏名、申出内容等を所属長に報告するものとし、所属長は速やかにその内容を警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。
- (b) これに対し住民サービス課長は、職務執行に係る業務を主管する警察本部所属の長に通報するとともに、当該職務執行を行った職員の所属が報告

元の所属と異なるときは、当該職員の所属の長に通報する。

(c) 当該苦情については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属（以下「発生所属」という。）において処理されることとなり、処理の経過又は結果については、経過票に記録する。

(d) また、発生所属は苦情に関する事実関係の調査及びそれを踏まえた措置、申出者への通知状況などの苦情の処理結果について、苦情処理結果報告を作成して警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。

c 警察宛苦情の処理に係る行政文書

警察宛苦情の処理の過程においては、前述のとおり受理時において作成する取扱票、処理の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票、発生所属が警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する文書及び苦情の索引となる苦情一覧表等を作成し、又は取得する。

(3) 審査請求人の主張及び本件処分の正当性

審査請求人は審査請求書において、本件審査請求の理由について、「質問書（平成〇年〇月〇日付け）」の11項目（7の項目を除く）について、開示されなかったため、開示を求める旨主張をし、すなわち、本件保有個人情報に特定漏れがある旨主張したいものと思料される。

しかしながら、本件開示請求の内容は、上記(1)で述べたとおり、

ア 審査請求人の母親が被害者となった交通事故

イ 〇〇署の審査請求人への対応

ウ 審査請求人からの情報公開請求

に係る苦情・意見・要望・相談の処理経過及び結果に関する文書を求めるものであり、本件開示請求に対して、処分庁は本弁明書で詳述したとおり、本件開示請求に対して全ての行政文書を特定し、開示決定等しているものであるから、審査請求人の主張に理由はなく、失当であることは明らかである。

なお、審査請求人の主張する質問書に記載された文書の有無は、本件処分に何ら影響するものではない。

(4) 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の結論

本件開示請求について、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件審査請求の趣旨について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び意見陳述並びに処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件審査請求の趣旨は、一部開示決定の不
開示部分の開示を求めるものではなく、本件保有個人情報の特定に対するものであ
ると解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(2) 本件保有個人情報の特定について

本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には、「私が、母親
の交通死亡事故、〇〇警察署の対応、情報公開請求に関し、私が苦情・意見・要望・
相談をした処理経過及び結果がわかる文書 請求日現在 〇〇警察署にて保管の
もの」と記載されている。

本件開示請求に対して、処分庁は、別添文書一覧表に記載する文書 1 から文書 52
までの行政文書に記録されている保有個人情報を特定している。

当審議会が見分したところ、これらの行政文書は、その記載内容から、審査請求
人に係る警察安全相談等や苦情等に関して作成又は取得したものであると認めら
れ、平成 24 年から平成 29 年 6 月までの計 52 件の文書が対象となっていること及
び警察安全相談等や苦情等に関する取扱票、一覧表、決裁の起案文書等が特定され
ていることからすれば、本件開示請求に対して全ての保有個人情報を特定したとす
る処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の特定については
前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に
影響を及ぼすものではない。

別記 1

私が、母親の交通死亡事故、〇〇警察署の対応、情報公開請求に関し、私が苦情・
意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書 請求日現在 〇〇警察署に
て保管のもの

別記 2

文書一覧表

文書 1 苦情取扱一覧表
文書 2 起案文書
文書 3 収受票
文書 4 起案文書
文書 5 電話受（発）信用紙
文書 6 起案文書
文書 7 苦情一覧表
文書 8 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 9 苦情取扱一覧表
文書 10 苦情取扱一覧表
文書 11 起案文書
文書 12 警察安全相談等一覧表
文書 13 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 14 起案文書の写し
文書 15 公安委員会宛て意見・要望等の写し
文書 16 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 17 警察安全相談等一覧表
文書 18 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 19 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 20 警察安全相談等一覧表
文書 21 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 22 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 23 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 24 警察安全相談等一覧表
文書 25 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 26 対応依頼・情報提供受理一覧表
文書 27 警察安全相談等・苦情取扱票

文書 28	警察安全相談等・苦情取扱票
文書 29	苦情取扱一覧表
文書 30	公安委員会宛苦情に対する調査（依頼）
文書 31	起案文書
文書 32	収受票
文書 33	起案文書
文書 34	収受票
文書 35	起案文書
文書 36	収受票
文書 37	起案文書
文書 38	収受票
文書 39	起案文書
文書 40	収受票
文書 41	起案文書
文書 42	苦情一覧表
文書 43	警察安全相談等・苦情取扱票
文書 44	収受票
文書 45	起案文書
文書 46	苦情一覧表
文書 47	警察安全相談等・苦情取扱票
文書 48	起案文書
文書 49	電話受（発）信用紙
文書 50	電話受（発）信用紙
文書 51	電話受（発）信用紙
文書 52	起案文書

不服申立て事案答申第 133 号の概要について

1 件名

職員が録音した審査請求人との電話の会話内容等の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 4 月 13 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの A 職員が録音した審査請求人との電話の会話内容（CD-R へ）」（以下「請求対象保有個人情報 1」という。）及び「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 13 日までの審査請求人に関わる担当メモ及び A 職員が録音した審査請求人との電話の会話内容（CD-R へ）」（以下「請求対象保有個人情報 2」といい、請求対象保有個人情報 1 及び請求対象保有個人情報 2 を併せて「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県知事（以下「知事」という。）が平成 30 年 4 月 27 日付けで、本件請求対象保有個人情報は存在しないとして 2 件の不開示決定をしたところ、審査請求人は、「A 職員が、審査請求人との通話内容を録音したと公言した。所内で、他の職員が現認している中で録音されている状況から、組織で共有する前提で録音されていることは自明である。」とする審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 請求対象保有個人情報 1 について

請求対象保有個人情報 1 に係る開示請求書が総合窓口へ提出された際に、受付業務を担当する愛知県民文化部県民生活課職員（以下「県民生活課職員」という。）が審査請求人に確認したところ、B 福祉相談センターが管理している文書の開示を求める旨の回答があったため、県民生活課職員が、請求対象保有個人情報 1 に係る開示請求書下段の「担当課等」欄に「B 福祉相談センター」と記載したとのことであった。また、「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には「電話の会話内容（CD-R へ）」と記載されていたことから、電磁的記録を求める趣旨と解した。

よって、請求対象保有個人情報 1 は、B 福祉相談センターが管理するものうち、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間において C 児童相談センターの児童育成課長であった A 職員が、当該期間（以下「A 職員が C 児童相談センターの職員であった期間」という。）に録音した審査請求人との電話による会話内容の電磁的記録と解した。

イ 請求対象保有個人情報 2 について

請求対象保有個人情報 2 に係る開示請求書は請求対象保有個人情報 1 に係る開示請求書と同様に、審査請求人から、B 福祉相談センターが管理している文書の開示を求める旨の回答があり、「電話の会話内容 (CD-R へ)」とも記載されていたことから、請求対象保有個人情報 2 は、B 福祉相談センターが管理するものうち、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 13 日までの期間に作成された審査請求人に関わる担当者のメモ及び当該期間 (以下「A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間」という。) において B 福祉相談センターの児童育成課長であった A 職員が録音した、審査請求人との電話による会話内容の電磁的記録と解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 請求対象保有個人情報 1 の存否について

A 職員が C 児童相談センターの職員であった期間に審査請求人からなされた電話による会話内容の電磁的記録は、児童に関する相談対応、児童記録票の作成及び管理などの相談援助活動に関するものだったが、当該相談援助活動の管轄について、児童相談所運営指針 (平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知。以下「指針」という。) 第 3 章第 2 節に「子どもの保護者 (親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者) の居住地を管轄する児童相談所が原則として行う」と規定されていることから、指針における「児童相談所」の業務に相当する事務を担当し、審査請求人の居住地を管轄している C 児童相談センターが、審査請求人に係る相談援助活動を行っていた。

請求対象保有個人情報 1 には「B 福祉相談センターが管理するもの」という内容があるが、前記のとおり、審査請求人に係る相談援助活動は C 児童相談センターが行っていることから、請求対象保有個人情報 1 を、一職員である A 職員が B 福祉相談センターに異動したからといって、当該活動を管轄していない B 福祉相談センターに移すことはなく、実際にそういったことはなかった。

イ 請求対象保有個人情報 2 の存否について

(ア) A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間の審査請求人に関わる担当者のメモについて

B 福祉相談センターでは、審査請求人からの電話、書簡等について、B 福祉相談センターが弁護士に対して行った相談の要旨、意見又は助言の要旨等が記載されている相談結果報告書を除き、A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に、電話による問合せがあった際の会話を始めとする審査請求人に関わる内容について、上司に報告する際は口頭で済ませ、文書化することまではしていなかった。

これは、審査請求人からの電話内容の多くが、平成 27 年度当時の A 職員を含

む当時の C 児童相談センター職員が行った対応に納得していないことに関するものであったことから、B 福祉相談センターに関する内容ではなかったことに加え、そもそも児童又は障害者に関する相談への援助を主たる目的とする福祉相談センターの事務に関する内容ではなかったためである。

A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間の審査請求人に関わるメモは、今後の対応の参考のための備忘を目的として担当者が作成したことから、当該メモの内容を上司に口頭で報告したり、相談結果報告書に反映させたり、今後の対応には不要と考えた時点で、もはや備忘の用を成さないため必要ないとの担当者の判断により廃棄済みである。

また、相談結果報告書は、請求対象保有個人情報 2 に係る開示請求書のうち、請求対象保有個人情報 2 とは別の開示請求（「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 13 日までの審査請求人に関わる公文書」）に対して、対象保有個人情報として特定の上、一部開示決定済みである。

(イ) A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に、A 職員が録音した審査請求人との電話による会話内容の電磁的記録について

A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に、A 職員が録音した審査請求人との電話による会話内容の電磁的記録は、今後の対応の参考のための備忘を目的として A 職員が作成したことから、当該電磁的記録の内容を上司に口頭で報告したり、相談結果報告書に反映させたり、今後の対応には不要と考えた時点で、もはや備忘の用を成さないため必要ないとの A 職員の判断により廃棄済みである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 請求対象保有個人情報 1 について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び意見陳述並びに実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、請求対象保有個人情報 1 は、B 福祉相談センターが管理するもののうち、A 職員が C 児童相談センターの職員であった期間に、A 職員が録音した、児童に関する相談対応などの相談援助活動に関する審査請求人との電話による会話内容の電磁的記録と解される。

イ 請求対象保有個人情報 2 について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び意見陳述並びに実施

機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、請求対象保有個人情報 2 は、B 福祉相談センターが管理するもので、A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に作成された審査請求人に関わる担当者のメモ（以下「担当者のメモ」という。）及び A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に、A 職員が録音した、審査請求人との電話による会話内容の電磁的記録（以下「A 職員が録音した電磁的記録」という。）と解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 請求対象保有個人情報 1 について

(ア) 児童相談センターの所管区域について

当審議会において指針を見分したところ、児童相談所は、「子どもに関する家庭その他からの相談に応じ…ること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的」とされており、その相談援助活動は、子どもの保護者の居住地を管轄する児童相談所が原則として行うこと（居住地主義）とされていることが認められた。

また、愛知県行政機関設置条例（平成 13 年愛知県条例第 52 号）では、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき児童相談所として設置する児童相談センターのうち、審査請求人の住所を所管区域とするのは C 児童相談センターであると規定されている。

(イ) 対象保有個人情報の存否について

前記(ア)から、A 職員が C 児童相談センターの職員であった期間に行われた審査請求人からの電話による相談援助活動を所管区域としていたのは C 児童相談センターであることから、一職員である A 職員が B 福祉相談センターに異動したからといって、当該異動前に録音した審査請求人との電話による会話内容の電磁的記録を、所管区域ではない B 福祉相談センターに移すことはないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 担当者のメモの存否について

実施機関によると、A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に審査請求人からなされた電話による会話内容の多くは、C 児童相談センター職員が行った対応に関するものであるとのことであり、当該電話の対応は、B 福祉相談センターが所管区域となるものではないことが認められる。

したがって、B 福祉相談センターの担当者は、A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に、電話による会話を始めとする審査請求人に関わる内容について上司に報告する際は口頭で済ませ、文書化することまではしておらず、担当者のメモについても、その内容を上司に口頭で報告し、相談結果報告書に反映させ、今後の対応には不要と考えた時点で、もはや備忘の用を成さないため必要ないとの判断により廃棄済みであるとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ A 職員が録音した電磁的記録の存否について

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に A 職員が審査請求人との電話による会話内容を録音したのは、審査請求人への今後の応対について、正確な説明による反論や応対を可能とするための備忘とすることを目的に個人として録音したとのことである。

また、上記の目的のために A 職員は録音したが、審査請求人からの電話の応対について弁護士に相談した結果、それ以前とは異なり、正確な説明による反論や応対が不要となったことから、そのための備忘も必要なくなったとの A 職員個人の判断により廃棄し、以後は録音もしていないとのことである。

以上のことからすれば、A 職員が録音した電磁的記録は上記の目的のために A 職員が個人的に作成し、保有していたものにすぎず、電話応対の変更により、もはや必要ないとの A 職員個人の判断により廃棄済みであるとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報存否については前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

不服申立て事案答申第 134 号の概要について

1 件名

110 番通報にて告発がされた内容が記録された行政文書の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 6 月 4 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「平成〇年〇月〇日午前〇時〇分特定の電話番号、〇〇町より発信 110 番通報にて告発がされた、警察署刑事による交通事故捜査記録等の行政公文書のぬきとり改ざんによる民事介入事件等告発内容が記録された行政文書（請求日現在発生署 110 番の保管するもの）」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が平成 30 年 7 月 24 日付けで、存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、自分の携帯の発信記録をもって 110 番への通報があった事は明確で、110 番事案表を作成したが隠蔽したりしている等の理由で不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 事実経過

ア 自己情報開示請求の受理

処分庁は、審査請求人から平成 30 年 6 月 4 日付けの自己情報開示請求書を受理した。

イ 決定期間の延長

処分庁は、開示請求が同時期に集中したことにより、対象となる行政文書について、期間内に開示決定等することが困難であるため、条例第 22 条第 2 項の規定に該当すると判断し、開示決定等をする期間を平成 30 年 6 月 11 日から平成 30 年 7 月 25 日までとする平成 30 年 6 月 22 日付けの決定期間延長通知書を審査請求人に対して送付した。

ウ 本件処分

処分庁は、審査請求人がした平成 30 年 6 月 4 日付けの自己情報開示請求のうち「平成〇年〇月〇日午前〇時〇分特定の電話番号、〇〇町より発信 110 番通報にて告発がされた、警察署刑事による交通事故捜査記録等の行政公文書のぬきとり改ざんによる民事介入事件等告発内容が記録された行政文書（請求日現在発生署 110 番の保管するもの）」（以下「本件開示請求」という。）について行政文書を 110 番事案表と特定したが、本件開示請求に係る保有個人情報がないことから、平成 30 年 7 月 24 日、本件処分をした。

そして、審査請求人は本件処分について「平成 30 年 7 月 6 日付告発状、7 月 17 日付 7 月 23 日付 証拠資料を送った通りです、県警本部被害届平成 30 年 7 月 10 日付の通りです。〇〇警察署による決裁文書の改ざん、いんぺい、ねつぞうを告発したものです。証拠の通り告発します。」として、平成 30 年 7 月 26 日付けで、審査請求を提起した。

(2) 行政文書特定経緯

愛知県警察において受信した 110 番通報については、愛知県警察本部内に所在する通信指令室で受理し、管轄警察署等に通報している。

通報を受けた管轄警察署等は、当該 110 番通報に係る 110 番事案表を作成し、保管している。

本件開示請求の内容からすれば、愛知県下のいずれかの警察署で保管する 110 番通報の内容が記載された行政文書であると認められることから、愛知県下の警察署で保管する 110 番事案表を本件開示請求に係る行政文書と特定した。

(3) 条例第 21 条第 2 項の該当性について

処分庁は、愛知県下の警察署において、本件開示請求に係る保有個人情報（110 番事案表）を検索したが、該当する 110 番事案表は保有していなかった。

したがって、処分庁は本件開示請求に係る保有個人情報（110 番事案表）を作成又は取得していないことから、条例第 21 条第 2 項の「開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき」に該当するものとして、本件処分をしたものである。

(4) 本件処分の正当性

上述のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報（110 番事案表）については、存在していないことが明らかであるから、不開示決定とした本件処分は適正であり、審査請求人の主張に理由がないものであることは明白である。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件自己情報開示請求書には、「請求日現在発生署 110 番の保管するもの」と記載されている。

処分庁によれば、愛知県警察において受信した 110 番通報については、愛知県警察本部内に所在する通信指令室で受理し、管轄警察署等に通報しており、通報を受けた管轄警察署等は、当該 110 番通報に係る 110 番事案表を作成し、保管しているとのことである。また、本件開示請求の内容からすれば、愛知県内のいずれかの警

察署で保管する 110 番通報の内容が記載された行政文書であると認められることから、愛知県内の警察署で保管する 110 番事案表を本件開示請求に係る行政文書と特定したとのことである。

一方、審査請求人は、平成 30 年 9 月 14 日に当審議会が受理した反論書において、県警本部より通報した管轄警察署等ではなく、県警本部通信指令室で 110 番を受理した際の公文書（電磁的記録）の開示請求をしたと主張している。

しかし、令和元年 5 月 28 日に当審議会が受理した陳述書によると、審査請求人は、110 番対応者から、警察署へ内容を通信で送るので警察署へ来署するよう指示を受けたとのことであり、審査請求人は 110 番通報を警察署において直接受けているのではなく、通信指令室で受理し、そこから警察署に通報される旨知った上で、自己情報開示請求書に「請求日現在発生署 110 番の保管するもの」と記載したと考えられる。

以上のことを踏まえ、自己情報開示請求書、処分庁が作成した弁明書並びに審査請求人が作成した反論書及び陳述書の内容を総合して判断すると、本件請求対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分に〇〇町において特定の電話番号から 110 番通報にて告発がされた、警察署刑事による交通事故捜査記録等の行政文書の抜き取りや改ざんによる民事介入事件等の告発内容が記録された情報であって、開示請求日である平成 30 年 6 月 4 日現在で該当する警察署において保管されているものと解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、警察署が 110 番事案に関して管理するものとしては、警察本部通信指令課通信指令室から通信指令システムを通じて事案送信された当該 110 番事案のデータをプリントアウトした 110 番事案表のみであり、110 番通報ごとに発生場所を管轄する各警察署において保管しているとのことである。また、110 番事案表は暦年で編集し翌年の初日から 1 年保存しており、仮に平成〇年〇月〇日に本件 110 番通報が特定の警察署に通報されていれば、平成〇年 12 月 31 日までは廃棄されないこととなるので、平成 30 年 6 月 4 日付けの本件開示請求を受け付けた同月 11 日時点では保管されていたこととなるとのことである。

そして、処分庁によれば、愛知県内の全ての警察署において、本件開示請求に係る 110 番事案表を検索したが、該当する 110 番事案表は保有していなかったとのことである。

イ さらに、処分庁から、110 番通報について警察署に通報する役割を担う警察本部の通信指令室の保有する情報の面から説明を聴取したところ、次のとおりであった。

すなわち、通信指令システムで管理する情報の保存期間は最長で 1 年で、保存期間の起算日は取得した日の翌日であり、仮に平成〇年〇月〇日に本件 110 番通報があったとしても、本件開示請求を受け付けた平成 30 年 6 月 11 日時点で、通

信指令室においては既に本件 110 番通報のデータは廃棄済みであったことになるとのことである。

よって、通信指令室の保有する情報に警察署における本件請求対象保有個人情報の探索に資するものは存在しないと認められるので、前記アのように処分庁が愛知県内の全ての警察署において本件開示請求に係る 110 番事案表を検索したことは、本件請求対象保有個人情報を探索するに当たって合理的な方法であったと認められる。

ウ 加えて、当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件 110 番通報については、そもそも 110 番通報がなかったか、あるいは 110 番通報があったが、通信指令室が警察署に事案を通報しなかったかの二つの可能性が考えられるとのことである。後者に関しては、初動警察活動の必要がない内容の 110 番通報は、警察署に通報が必要とされているものには該当しないとのことであり、例えば告訴・告発に係る相談や警察官の職務執行に対する苦情・抗議の内容の 110 番通報は、初動警察活動は不要であり、緊急通報としての 110 番にはなじまないことから、そういった通報があった際は、管轄警察署等の電話番号を案内し、警察署に事案送信を行わないとのことである。

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分の 110 番通報の内容について、本件自己情報開示請求書には、「警察署刑事による交通事故捜査記録等の行政公文書のぬきとり改ざんによる民事介入事件等告発内容」と記載されており、陳述書においても、警察署の刑事が民事介入しようとしており業務妨害になるので被害届を出したいがどうすればよいか 110 番通報をして確認したとのことである。よって、当該 110 番通報の内容が初動警察活動の不要なもので、緊急通報としての 110 番にはなじまないとして、通信指令室が該当する警察署に事案送信を行わなかったとしても不自然ではないと認められる。

なお、審査請求人から令和元年 6 月 24 日に陳述書補足とともに提出された、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分とは別の日時のものである 110 番事案表の内容を当審議会において見分したところ、当該 110 番事案表には初動警察活動が必要となる情報が記載されており、本件開示請求に係る事案とは内容が異なるものであることが認められた。

エ 以上のことからすれば、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

不服申立て事案答申第 135 号の概要について

1 件名

私が苦情意見要望をしたことに関する書類の一部開示決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 10 月 15 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、別記 1 に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が平成 30 年 11 月 28 日付けで別記 2 に掲げる行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示決定をしたところ、審査請求人は、他の文書も存在するので開示を求めるとの理由で審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 事実経過

ア 自己情報開示請求の受理

平成 30 年 10 月 15 日公安委員会は、審査請求人から本件開示請求を受理した。

イ 本件開示請求の対象となる文書の特定

審査請求人は平成 29 年 8 月 21 日、「交通死亡事故及び〇〇警察署の対応に関し、私が苦情・意見・要望・相談及び情報公開をした処理経過及び結果がわかる文書。請求日現在愛知県公安委員会にて保管のもの」を対象とする自己情報開示請求（以下「平成 29 年 8 月開示請求」という。）をしており、同請求に対して、公安委員会は平成 29 年 10 月 4 日、対象文書を特定し一部開示決定等しているものである。

本件開示請求について、公安委員会は平成 29 年 8 月開示請求により一部開示決定等した文書を除外し、平成 29 年 8 月開示請求日である平成 29 年 8 月 21 日から本件開示請求日である平成 30 年 10 月 15 日までに作成・取得した対象文書について調査した。

その結果、本件保有個人情報を本件開示請求の請求対象文書として特定した。

ウ 自己情報一部開示決定

公安委員会は平成 30 年 11 月 28 日、条例第 21 条第 1 項に基づき本件処分をした。

エ 審査請求の提起

審査請求人は本件処分を不服として、平成 30 年 12 月 11 日付けで審査請求をした。

(2) 公安委員会宛苦情の処理のほか、取り扱う文書等について

ア 苦情の取扱い

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 79 条第 1 項は、「都道府県警察の職員の

職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。」ことを規定している。

この規定に基づき、苦情の申出の手続に関する規則により警察職員の職務執行についての苦情の申出の手続を定め、そして、苦情の取扱いに関する規程及び公安委員会宛の苦情の取扱いに関する規程によりその処理手続等を定めている。

前記の警察法等に定める「苦情」とは、警察職員が職務執行において違法、若しくは不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服、又は警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満である。

警察法第 79 条第 1 項に基づく苦情の申立て（以下「法定苦情」という。）は、苦情申出を行おうとする者が、申出者の住所、氏名及び電話番号、苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様、その他の事案概要、苦情申出の原因たる職務執行により、申出者が受けた具体的な不利益内容、又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満内容等を記載した文書（以下「苦情申出書」という。）を公安委員会に提出することによりなされる。

公安委員会は提出された苦情申出書を苦情として取り扱うか否か判断し、苦情として取り扱うとの判断をした場合については、愛知県警察本部長に対して、その苦情に対する調査・報告を指示することとなる。

一方で、苦情として取り扱わない旨の判断がなされたものについては必要により、申出内容を関係所属に伝達することとなる。

イ 苦情申出書によらない苦情の取扱い

前記アの法定苦情のほか、苦情の取扱いに関する規程第 7 条第 1 項には苦情申出書によらない苦情（以下「法定外苦情」という。）の取扱いを定めている。

法定外苦情は文書による申出以外の苦情のうち、前記アに示す苦情の要件を備え、なおかつ、公安委員会が苦情として取り扱うことを判断したものをいう。その手続は、法定苦情の取扱いに準ずるものである。

ウ 要望、意見、感謝等の情報に係る取扱い

(ア) 公安委員会は、前述のア、イに掲げる苦情のほか、要望、意見、感謝、激励、事件情報等の情報（以下「申出情報」という。）について、文書、メール、来庁、電話等の形式による申出を受けている。

これら申出情報の措置は、公安委員会の判断によることとなり、そして、必要に応じて然るべき部署に情報提供等することになる。

また、「苦情申立書」と題する文書であっても、苦情の要件を満たさない場合、既に回答している苦情の内容である場合、同一人が実質的に同一内容の苦情を繰り返している場合、又は警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められる場合等であれば、公安委員会の判断により苦情として取り扱うこと

なく申出情報として取り扱う場合もある。

(イ) 公安委員会による報告は書面によりなされるため、文書、メール等の紙面による申出情報については、その状態のまま公安委員会に報告することとなるが、来庁による相談、電話等による場合は、総務課公安委員会室担当者が聴取するほか、その内容から書面作成の必要性を勘案して、必要があれば意見・要望文書を作成し、公安委員会に報告している。

また、申出情報について、意見・要望文書を作成しない具体的な場合とは、同一人から同内容で複数回に渡る申出のほか、公安委員会へ既に報告済みのもの、申出内容から趣旨が不明であり、明らかに意見・要望文書を作成する必要のない場合等である。

意見・要望文書は、公安委員会が申出情報の取扱いの措置を判断するために作成し、報告するものであるから、既に公安委員会が判断を示した申出情報について重ねて判断を仰ぐ必要がないからであり、さらには、申出情報の趣旨が不明なものについても、公安委員会において判断を仰ぐ必要性が認められないからである。

なお、意見・要望文書に記録する内容は、申出要旨を簡記するものであり、申出者とのやりとりを一言一句漏らさずに記録するものではない。

(3) 保有個人情報の特定

本件開示請求は、「私が苦情意見要望をしたことに関する書類、ただし、すでに開示済のものを除く」文書の開示を求めるものである。

総務課公安委員会室担当者は、本件開示請求に基づき、平成 29 年 8 月開示請求により一部開示決定等した文書を除外し、同開示請求日である平成 29 年 8 月 21 日から本件開示請求日となる平成 30 年 10 月 15 日までに作成、取得した文書について調査した結果、本件保有個人情報を特定したものであり、その他該当する文書は存在しない。

(4) 本件処分の正当性

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由において、開示されるべき書類があるが開示されていないため開示を求める旨の主張をしているが、前記のとおり、本件開示請求に対する対象文書については、本件保有個人情報以外に該当せず、また、該当文書があるとしても、それは平成 29 年 8 月開示請求により、既に審査請求人に一部開示等しているものである。本件開示請求内容によれば、すでに開示されたものは除くのであるから、本件開示請求において対象となる文書は、本件保有個人情報以外に存在しない。

よって、本件処分は適正であり、その手続について何ら^{かし}瑕疵はないから、本件審査請求における審査請求人の主張が何ら理由がないことは明白である。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、本件保有個人情報を特定

したことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件審査請求の趣旨について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件審査請求の趣旨は、一部開示決定の不開示部分の開示を求めるものではなく、本件保有個人情報の特定に対するものであると解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(2) 本件保有個人情報の特定について

ア 本件保有個人情報について

審査請求人は、開示された文書のうち、公安委員会が作成した文書は「文書の収受」決裁の1枚だけであったが、文書を収受すれば、どのように処理するのかの決裁文書、他機関への通知決裁文書、申出者への対応をどうするかを決裁文書等が存在しないと、組織として成立しないので、それらの文書の開示を求めると主張している。

警察法第79条第1項は、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができることを規定している。実施機関によれば、公安委員会は提出された苦情申出書を苦情として取り扱うか否か判断し、苦情として取り扱うとの判断をした場合については、愛知県警察本部長に対して、その苦情に対する調査・報告を指示することとなるとのことである。また、「苦情申出書」と題する文書であっても、苦情の要件を満たさない場合、既に回答している苦情の内容である場合、同一人が実質的に同一内容の苦情を繰り返している場合、警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められる場合等であれば、公安委員会の判断により苦情として取り扱うことなく申出情報として取り扱う場合もあるとのことである。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、審査請求人から平成〇年〇月〇日付けで提出された「苦情申立書」と称する書類（以下「審査請求人提出文書」という。）については、本件保有個人情報のうちの起案用紙の決裁日欄に記載されている同月〇日に開かれた公安委員会において報告され、苦情として受理せずに申出情報として収受するという公安委員会の判断がなされたとのことである。その公安委員会での審議結果を受け、当該起案用紙の行政文書ファイル名欄に申出情報の文書を綴る行政文書ファイルの名称である「公安委員会宛要望等」と記載し、公安委員会委員長の認証を受けたとのことであり、また、同月〇日に警察署に審査請求人提出文書の写しを送り、同月〇日に審査請求人に電話で公安委員会での結果を連絡したことを当該起案用紙にメモ書きしたとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、「文書の收受」という件名が記載された当該起案用紙の決裁日欄に手書きで「H〇. 〇. 〇」と記載され、行政文書ファイル名欄に手書きで「公安委員会宛要望等」と記載され、参考事項欄に同じく手書きで「〇/〇 〇〇署 Tel&てい送」及び「〇/〇 〇:〇申出者に電話で結果連絡」と記載されていることが認められた。

本件保有個人情報に、審査請求人提出文書を苦情ではなく申出情報として扱うとの公安委員会の判断を踏まえた記載があり、警察署に送付したこと及び申出者へ電話で結果を連絡したことがメモ書きされていることからすれば、本件開示請求において対象となる保有個人情報は本件保有個人情報以外に存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 公安委員会の会議録について

また、当審議会において、実施機関から提出された平成〇年〇月〇日に開かれた定例公安委員会の会議録（以下「当該公安委員会会議録」という。）を確認したところ、議事の概要の「2 個別審議」の「(2) 公安委員会宛文書等の受理(3件)」の項目に、「公安委員会執務官から、〇月〇日までに届いた公安委員会宛の文書等3件について報告があり、決裁した。」と記載されていることが認められた。

そこで、実施機関が本件開示請求に対し当該公安委員会会議録を特定しなかったことについても、以下検討する。

当審議会において実施機関に確認したところ、当該公安委員会会議録はウェブページに掲載しており、議事録として作成しているものは当該公安委員会会議録のみであるとのことであった。また、誰でも見ることができるものであり、当該公安委員会会議録にはどこの部分が審査請求人に関する記述であるか書いていないため、本件請求対象保有個人情報として特定していないとのことであった。一方、当該公安委員会会議録に記載されている3件の公安委員会宛の文書等がどの案件のものであるか特定しようとする、公安委員会宛の文書等に係る起案文書の起案用紙の決裁日欄の日付と照合するしかないとのことであった。

個人情報は、条例第2条第2号イにおいて「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」をいうとされているところ、当該公安委員会会議録には、審査請求人の氏名等審査請求人個人を識別することができる記載は認められず、また、公安委員会宛の文書等が3件あったという記載はあるものの、その内訳や本件保有個人情報に付されている文書番号の記載はなく、公安委員会宛の文書等に係る起案文書の起案用紙の決裁日欄と照合しない限りは個人を識別できないことからすれば、実施機関が本件請求対象保有個人情報として当該公安委員会会議録を特定しなかったことは不合理ではない。

別記 1

私が苦情意見要望をしたことに関する書類 ただし、すでに開示済のものを除く

別記 2

起案文書（平成〇年〇月〇日起案に係る文書番号平成〇年愛公〇-〇のもの）

不服申立て事案答申第 136 号の概要について

1 件名

請求者／法人の手書き納付書使用で納付以降で県税収納担当が保持する文書の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 8 月 29 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき「平成 30 年度(H29. 1/1～同 12/31)に係る請求者/法人の手書き納付書使用で H〇. 〇. 〇納付以降で県税収納担当が保持する文書」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県知事（以下「知事」という。）が平成 30 年 9 月 11 日付けで本件請求対象保有個人情報は存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、「愛知県が作成した県税第六号様式なので作成と取得無しとは信じ難い。法人県民税（提出用）上段には納税義務者名と県税事務所長名有。保存文書は^{はず}ある筈。」とする審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件開示請求書の氏名欄には、「〇〇有限会社 事業主・〇〇」と記載されており、当庁が「〇〇有限会社」（以下「本件法人」という。）を調査したところ、本件法人が平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの事業年度分の法人県民税を平成〇年〇月〇日に納付していることが判明した。また、本件法人が、本件法人の所在地を管轄している愛知県〇〇県税事務所長（以下「管轄県税事務所長」という。）に提出した法人設立・事務所等設置報告書を確認したところ、法人代表者が審査請求人であった。

よって、本件請求対象保有個人情報は、法人代表者である審査請求人が手書きの納付書を使用して「平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの事業年度分の本件法人に係る法人県民税」（以下「本件法人県民税」という。）を納めた平成〇年〇月〇日以降のもので、愛知県総務局財務部税務課（以下「税務課」という。）又は県税事務所が保有している、本件審査請求人が当該法人県民税を納めたことが分かる文書であると解する。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 法人県民税については、県内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 1 号に基づき課される均等割及び同項第 3 号に基づき課される法人税割から構成されており、その納税義務者は同法第 24 条第 1 項第 3 号に規定する県内に事務所又は事業所を有する

法人とされている。

イ 法人県民税の納付については、愛知県県税条例(昭和 25 年愛知県条例第 24 号。以下「県税条例」という。)第 42 条の 16 の規定に基づき、法人税法(昭和 43 年法律第 34 号)第 74 条第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、申告書(地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号)第 6 号様式)を知事に提出するとともに、申告した法人県民税を納付しなければならないとされている。

また、県税条例第 4 条第 1 項の規定により、知事は、県税の賦課徴収に関する事務について、県税の納税地を管轄する県税事務所の長に委任しており、本件では、管轄県税事務所長が本件法人に対して本件法人が提出等すべき申告書及び領収済通知書、納付書(地方税法施行規則第 12 号の 2 様式)並びに領収証書からなる 3 枚複写式の用紙を発送している。

ウ 法人から法人県民税が納付された場合、領収済通知書については、納付先の金融機関から愛知県名古屋東部県税事務所(以下「名古屋東部県税事務所」という。)の収納管理課に送付される。

法人が法人県民税を納めたことが分かる文書については、上記の名古屋東部県税事務所の収納管理課に保管されている領収済通知書があるが、当該領収済通知書に法人代表者の氏名等の個人情報に記載されることはない。念のため本件法人に係る領収済通知書を確認したところ、本件法人が平成〇年〇月〇日に本件法人県民税を納付していることは確認できたが、本件法人の所在地及び法人名は印字されているものの法人代表者である審査請求人個人に係る情報は記載されていなかった。

エ 本件開示請求に係る保有個人情報については、前記ウのとおり、審査請求人を代表者とする法人に係る情報は保有しているが、法人代表者である審査請求人自身の個人情報は保有していない。

(3) 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは、結論において妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 実施機関によると、本件法人県民税は平成〇年〇月〇日に納付されているとのことである。

当審議会において、実施機関から提出された本件法人が管轄県税事務所長に提出した、法人を設立した場合又は愛知県内に事務所等を新たに設置した場合に提

出ることとされている法人設立・事務所等設置報告書を確認したところ、同報告書の「法人名称」欄には本件法人の法人名が、「代表者名」欄には審査請求人の氏名が記載されていることが認められた。

イ よって、自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び審査請求人が実施機関に提出した反論書並びに実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報、審査請求人が代表者である本件法人について、手書きの納付書を使用して本件法人県民税を納めた平成〇年〇月〇日以降のもので、税務課又は県税事務所が保有している、本件法人県民税を納めたことが分かる文書と解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報を不開示としたことについて

ア 実施機関によると、法人が法人県民税を納めたことが分かる文書については、納付先の金融機関から名古屋東部県税事務所の収納管理課に送付される、領収済通知書があるとのことである。

また、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、法人県民税の申告書である地方税法施行規則第 6 号様式のものと同納付書、領収証書及び領収済通知書からなる 3 枚複写のものが一連となった用紙に、法人名、所在地、事業年度等を印字した上で送付しているとのことである。

イ そこで、当審議会において実施機関から提出された名古屋東部県税事務所で保管されている本件法人県民税に係る領収済通知書（以下「本件領収済通知書」という。）を確認したところ、本件領収済通知書の「法人県民税」欄の「均等割額」及び「計」に手書きで金額の記載とともに、「合計額」欄には同じく手書きで金額の記載があることが認められた。

また、本件領収済通知書の「領収日付印」欄には、平成〇年〇月〇日付けで領収したことを示す押印がされており、本件法人が同日に本件法人県民税を納付していることが認められた。

加えて、本件領収済通知書には、法人の所在地及び法人名が記載されていることが認められたが、法人代表者である審査請求人個人に係る情報の記載は認められなかった。

ウ 審査請求人は、「法人イコール事業主個人とみなせる納税行為（徴税側から提供の納付書へ空欄だった税額記入のみでも）での当該文書は開示対象とすべきである。」と主張している。

条例第 15 条第 1 項は、条例により開示を請求することができるものは、自己を本人とする保有個人情報に限られ、個人情報でないものを請求することはできないことを規定している。

法人税法第 74 条第 1 項は、内国法人は各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に税務署長に対し申告書を提出しなければならない旨規定し、県税条例第 42 条の 16 は、法人税法第 74 条第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、申告書を知事に提出するとともに、申告した県民税額を納付しな

ければならない旨規定している。よって、法人県民税の納付を義務付けられているのは法人であることを踏まえると、法人が法人県民税を納めたことが分かる文書として名古屋東部県税事務所で保管されている領収済通知書は、法人固有の情報であると認められ、個人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められる。

エ 本件領収済通知書には審査請求人の氏名その他審査請求人個人を識別することができる情報の記載は認められず、また、法人が法人県民税を納めたことが分かる領収済通知書は当該法人固有の情報であることからすれば、本件法人県民税を納めたことが分かる文書は、本件法人に係る情報であって、審査請求人を本人とする保有個人情報であるとは認められず、条例による開示請求の対象とはならない。

オ 前記アからエまでからすれば、本件開示請求は、審査請求人本人に係る保有個人情報の開示を求めるものではないと認められる。

カ 一方、実施機関において、本件領収済通知書の他に、本件請求対象保有個人情報として特定すべきものを保有していると認められる事情はない。

キ よって、実施機関は、開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

ク 以上を踏まえて検討すると、本件不開示決定において、その理由を「開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないため」としたことは正確な記載とはいえ、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由として、「開示を求める法人県民税の領収済通知書は、条例第15条第1項の「自己を本人とする保有個人情報」に該当せず、その他には開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないため」などと記載すべきであったと考えられる。

しかしながら、いずれにしても開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないことには変わりはないため、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとして不開示としたことは、結論において妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報を不開示としたことについては前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

不服申立て事案答申第 137 号の概要について

1 件名

指導記録等の一部開示決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人が平成 30 年 8 月 14 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき自己情報開示請求を行ったところ、愛知県知事が同月 23 日付けで審査請求人に係る別表の 1 欄に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示とする一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、黒塗り部分は不採用の審査表の中身にもかかわらず、中身は不明のためとの理由で審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 条件付採用職員の免職手続について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条第 1 項には、「職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。」と定められていることから、職員として採用されてから 6 箇月は条件付の採用であり、その期間中において、「職務を良好な成績で遂行した」と認められない場合は、免職に関する手続が必要となる。

4 月 1 日に採用された職員の場合は、人事評価制度実施要綱第 5 章に基づき、採用年度の 9 月 1 日を評価基準日として第 1 次評価者（被評価者が所属するグループの班長等）及び第 2 次評価者（被評価者が本庁職員の場合、被評価者が所属する課の課長、室長、主幹等。被評価者が地方機関職員の場合、被評価者が所属する課の課長、室長等）が、被評価者に職務上求められる 10 項目の評価項目ごとに 5 段階（S、A、B、C 及び D）の絶対評価を行い、各評価項目の合計点に応じて、第 2 次評価者が全体評語を決定している。

全体評語が C（求められる水準を満たしていない）又は D（求められる水準を大きく下回っている）であった職員は、正式採用することが適当でない認められることから、被評価者の所属する部局の部局長から愛知県総務部長（以下「総務部長」という。）に免職の内申が行われる。その際、評価項目ごとの評価、全体評語等が記載された条件付採用職員特別評価シート、被評価者の行動及び上司やトレーナーからの指導内容を詳細に記載した指導記録等も併せて提出される。

免職の内申が行われた場合、分限処分、懲戒処分等の公平を期するために設置した職員分限懲戒等審査会（以下「審査会」という。）において、免職を行うか否かを審査することとなる。

審査会によって免職が妥当である旨が判断されれば、愛知県総務部人事局長による決裁によって免職が決定され、その旨の辞令を本人に交付することとなる。

(2) 本件保有個人情報について

本件審査請求人は、平成〇年〇月〇日付けで愛知県職員に採用されたが、勤務実績が良好ではなく、勤務実績の改善を促したが十分な改善に至らなかったため、前記(1)の手續の後に免職となった。

本件保有個人情報は、指導記録（文書1）及び本件審査請求人を免職するか否かを審査するために開催された審査会での配布資料（文書2）であり、当該配布資料は、以下の審査表、別紙「条件附採用職員特別評価制度の評価結果について」（以下「評価結果」という。）、参考資料1及び参考資料2「条件附採用職員にかかる制度関係」（以下「参考資料2」という。）の4件の文書からなる。

ア 指導記録（文書1）

文書1は、職員の評価に当たっては、客観的な事実を記載した詳細な記録が重要となるため、本件審査請求人が所属していた部署の職員が本件審査請求人の勤務ぶりを観察の上、作成したものである。

文書1には、本件審査請求人の行動及び上司やトレーナーからの指導内容を詳細に記載しており、そのうち不開示とした部分は、個人の評価や相談に関する記述である。

イ 審査表

審査表は、本件審査請求人を免職するか否かについて審査会で審査するための資料である。所属する部局の部局長が総務部長に提出した条件附採用職員特別評価シート、文書1等を基に、審査会の庶務を担当する愛知県総務部人事局人事課（以下「人事課」という。）が作成した。

審査表には、審査の対象者、事案の概要、勤務成績不良により正式採用が適当でないと認められる内容、事務局処分案等を記載しており、その全てを開示した。

ウ 評価結果

評価結果は、本件審査請求人を免職するか否かについて審査会で審査するための資料である。条件附採用職員特別評価シート及び人事評価制度実施要綱を基に、人事課が作成した。

評価結果には、本件審査請求人の各評価項目の評価結果等からなる条件附採用職員特別評価シートの内容、評点区分や全体評価の評語の基準等を記載しており、その全てを開示した。

エ 参考資料1

参考資料1は、本件審査請求人を免職するか否かについて審査会で審査する際の参考として、本件審査請求人の各評価項目の評価結果の背景にある理由及び主な事例を補足するため、文書1等を基に人事課が作成した。

参考資料1には、本件審査請求人の各評価項目の評価結果、その背景にある理由、審査請求人の言動に関する主な事例等を記載しており、不開示とした部分は

各評価項目の評価結果の背景にある理由及び審査請求人の言動に関する主な事例である。

オ 参考資料 2

参考資料 2 は、本件審査請求人を免職するか否かについて審査会で審査する際の参考として、条件付採用職員に係る関係法令及び評価制度を整理の上、人事課が作成した。

参考資料 2 には、審査会での審議に必要な関係法令及び要綱を抜粋して記載しており、その全てを開示した。

(3) 文書 1 の一部を開示しないこととした理由

ア 条例第 17 条第 4 号該当性について

文書 1 には、本件審査請求人の行動及び上司やトレーナーからの指導内容を詳細に記載しており、そのうち不開示とした部分は、個人の評価や相談に関する記述である。

個人の評価や相談に関する記述は、本件審査請求人に対する評価や、他の職員からの本件審査請求人に関する相談内容が、率直かつ詳細に記載されたものであることから、本件審査請求人を免職するか否かを適切かつ公平に判断するに当たり、非常に重要な情報である。

仮に個人の評価や相談に関する記述を開示することとなれば、マイナス面の評価により、被評価者の自尊心を傷付けたり、意欲や向上心を阻害するなど、好ましくない影響を及ぼすおそれや、評価者や他の職員に対して不信感を抱いたり、評価者や他の職員との間に摩擦又は対立関係を生じさせることから、指導記録を作成する評価者は率直かつ詳細な記載が困難となるおそれがある。

本件審査請求人は既に免職されているが、たとえ本件審査請求人が免職された後であっても、個人の評価や相談に関する記述が明らかになると、今後反復継続して行われる、本件審査請求人以外の被評価者に分限免職を行うか否かに関する適切かつ公平な審査をはじめとした、個人の評価に関する事務について、前述のとおり、率直かつ詳細な記載が困難となり、その後の指導、監督等に支障を及ぼすおそれがある。

指導記録は評価者が作成しているが、仮に個人の評価や相談に関する記述を開示することとなれば、評価者としては、被評価者との関係を悪化させたくないという配慮から、被評価者にとって不利益な記載を極力避けるため、指導記録にマイナスの評価につながる記載をしなかったり、本来記載が必要であるにもかかわらず、「特記事項なし」と記載することも考えられ、結果として公正かつ正確な記載がされなくなるおそれもある。このように、一部の評価者によって、本来なすべき評価よりも寛大な評価をすることになれば、厳正な評価を行っている別の評価者との間で不公正が生じることになるし、そのような寛大な評価が多数を占めるようになれば、厳正に評価していた者も、自分一人が批判されることを恐れて寛大な評価をしたり当該評価者間で差異を避けるなど一律に単純化した評

価に墮することが想定される。

ひいては、本来ありのままに記載すべき指導記録の形骸化・空洞化を招きかねず、今後の個人の評価に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、個人の評価や相談に関する記述は条例第 17 条第 4 号に該当する。

イ 条例第 17 条第 8 号該当性について

前記アのとおり、個人の評価や相談に関する記述は、本件審査請求人のマイナス面も含め、率直かつ詳細な記載が不可欠な部分である。そのため、仮に個人の評価や相談に関する記述を開示することとなれば、評価者としては、被評価者との関係を悪化させたくないという配慮から、被評価者にとって不利益な記載を極力避けるため、指導記録にマイナスの評価につながる記載をしないことが考えられ、結果として公正かつ正確な記載がされなくなるおそれもあることから、人事に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、個人の評価や相談に関する記述は条例第 17 条第 8 号に該当する。

(4) 文書 2 の一部を開示しないこととした理由

ア 条例第 17 条第 4 号該当性について

審査会は、分限処分、懲戒処分等を行うか否かを公平に審査するために設置している。参考資料 1 のうち個人の評価に関する記述には、本件審査請求人に直接指導、助言等を行ってきた評価者による評価の背景にある理由及び審査請求人の言動に関する主な事例が、率直かつ詳細に記載されたものであることから、本件審査請求人を免職するか否かを審査会において適切かつ公平に審査するに当たり、非常に重要な情報である。

よって、本件審査請求人のマイナス面も含め、率直かつ詳細な記載が不可欠な部分であるため、参考資料 1 のうち個人の評価に関する記述は、本件審査請求人には開示されないことを前提に作成している。

そのため、仮に参考資料 1 のうち個人の評価に関する記述を開示することとなれば、マイナス面の評価により、自尊心を傷付けたり、意欲や向上心を阻害するなど、好ましくない影響を及ぼすおそれや、評価者に対して不信感を抱いたり、評価者との間に摩擦又は対立関係を生じさせることから、評価者は率直かつ詳細な記載が困難となるおそれがある。

本件審査請求人は既に免職されているが、たとえ本件審査請求人が免職された後であっても、参考資料 1 のうち個人の評価に関する記述が明らかになると、今後反復継続して行われる、本件審査請求人以外の被評価者に分限免職を行うか否かに関する適切かつ公平な審査をはじめとした、個人の評価に関する事務について、前述のとおり、率直かつ詳細な記載が困難となり、その後の指導、監督等に支障を及ぼすおそれがある。

例えば、参考資料1のうち個人の評価に関する記述は、被評価者と日常的に接する機会の多い評価者が作成した文書1等を基に作成することとなる。そのため、仮に参考資料1のうち個人の評価に関する記述を開示することとなれば、評価者としては、被評価者との関係を悪化させたくないという配慮から、被評価者にとって不利益な記載を極力避けるため、文書1にマイナスの評価につながる記載をしなかったり、本来記載が必要であるにもかかわらず、「特記事項なし」と記載することも考えられ、結果として公正かつ正確な記載がされなくなるおそれもある。このように、一部の評価者によって、本来なすべき評価よりも寛大な評価をすることになれば、厳正な評価を行っている別の評価者との間で不公正が生じることになるし、そのような寛大な評価が多数を占めるようになれば、厳正に評価していた者も、自分一人が批判されることを恐れて寛大な評価をしたり当該評価者間で差異を避けるなど一律に単純化した評価に墮することが想定される。

ひいては、本来ありのままに記載すべき参考資料1のうち個人の評価に関する記述の形骸化・空洞化を招きかねず、今後の個人の評価に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、参考資料1のうち個人の評価に関する記述は条例第17条第4号に該当する。

イ 条例第17条第7号該当性について

本件審査請求人は既に免職されているが、たとえ本件審査請求人が免職された後であっても、参考資料1のうち個人の評価に関する記述が明らかになると、審査会の審議に係る途中段階の情報であり、最終的な処分の内容と必ずしも一致するとは限らない審査途中の見解又は検討内容が明らかとなる結果、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、今後予定される同種の審査に係る意思決定において、本来ありのままに記載すべき参考資料1のうち個人の評価に関する記述の形骸化・空洞化を招くおそれがあるなど、率直な意見交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

以上のことから、参考資料1のうち個人の評価に関する記述は条例第17条第7号に該当する。

ウ 条例第17条第8号該当性について

前記アのとおり、参考資料1のうち個人の評価に関する記述は、本件審査請求人のマイナス面も含め、率直かつ詳細な記載が不可欠な部分である。そのため、仮に参考資料1のうち個人の評価に関する記述を開示することとなれば、前記アのとおり、参考資料1のうち個人の評価に関する記述の形骸化・空洞化を招きかねず、公平な審査が困難となることから、人事に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、参考資料1のうち個人の評価に関する記述は条例第17条第8号に該当する。

4 審議会の結論

本件保有個人情報の一部開示決定において、別表の2欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が所属していた部署の職員が審査請求人の勤務ぶりを観察の上、作成した指導記録及び審査請求人を免職するか否かを審査するために開催された審査会での配布資料である。

実施機関は、別表のとおり、文書1のうち個人の評価や相談に関する記述を条例第17条第4号及び第8号に該当するものとして、文書2の参考資料1のうち個人の評価に関する記述を同条第4号、第7号及び第8号に該当するものとして不開示している。

(2) 条例第17条第4号該当性について

ア 実施機関によれば、文書1のうち個人の評価や相談に関する記述は、本件審査請求人に対する評価や、他の職員からの本件審査請求人に関する相談内容が、率直かつ詳細に記載されたものであることから、本件審査請求人を免職するか否かを適切かつ公平に判断するに当たり、非常に重要な情報であるとのことである。

同様に、文書2の参考資料1は、本件審査請求人の各評価項目の評価結果の背景にある理由及び主な事例を補足するため、人事課が作成した資料であり、このうち個人の評価に関する記述は、本件審査請求人に直接指導、助言等を行ってきた評価者による評価の背景にある理由及び審査請求人の言動に関する主な事例が率直かつ詳細に記載されたものであることから、本件審査請求人を免職するか否かを審査会において適切かつ公平に審査するに当たり、非常に重要な情報であるとのことである。

そして、本件審査請求人が免職された後であっても、実施機関が不開示とした部分が明らかになると、今後反復継続して行われる、本件審査請求人以外の被評価者に分限免職を行うか否かに関する適切かつ公平な審査を始めとした、個人の評価に関する事務について、率直かつ詳細な記載が困難となり、その後の指導、監督等に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

一方、審査請求人は、不開示部分である個人の評価については、県は免職取消しの訴訟において既に評価を示しており、また、文書2の参考資料1のうち個人の評価に関する記述について、文書1がほぼ開示されていることから、実施機関の主張は意味がないものとなっているなどと主張している。このことについて、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、裁判所に提出した書面においては、文書1で不開示とした部分の内容をそのまま記載しているわけではなく、文書1は裁判所へも提出しているが、不開示とした部分を黒塗りで提出しているとのことであり、また、文書2の参考資料1は文書1等を基に、免職が妥当

であるかを判断するために人事課が作成した資料であり、文書1等を単に転記したのではないとのことであった。

- イ 当審議会において本件保有個人情報を見分したところ、文書2の参考資料1のうち実施機関が不開示とした部分である個人の評価に関する記述は、文書2の評価結果の評価項目ごとに評価の理由や主な事例が記載された人事評価に関する記述であり、時系列の詳細な記録である文書1とは異なるものであって、文書1がほぼ開示されているからといって同様に扱われるものではないと認められる。

実施機関が不開示とした部分を開示することとなれば、マイナス面の評価により、被評価者の自尊心を傷つけたり、意欲や向上心を阻害するなど、好ましくない影響を及ぼすおそれや、被評価者が評価者に対し不信感を抱いたり、評価者と被評価者との間に対立関係を生じさせることにより、その後の指導、監督等に支障を生じさせる事態も想定される。

評価者は、このような事態に陥ることを懸念し、ありのままの事実や評価を記載することを避けることも考えられ、結果として公正かつ率直な記載がされなくなるおそれもある。ひいては、指導記録や審査会の配布資料の記載内容の形骸化・空洞化を招きかねず、人事評価の事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる。

したがって、実施機関が不開示とした部分は、条例第17条第4号に該当する。

(3) 条例第17条第7号該当性について

- ア 実施機関によれば、本件審査請求人が免職された後であっても、文書2の参考資料1のうち個人の評価に関する記述が明らかになると、審査会の審議に係る途中段階の情報であり、最終的な処分の内容と必ずしも一致するとは限らない審査途中の見解又は検討内容が明らかとなる結果、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、今後予定される同種の審査に係る意思決定において、本来ありのままに記載すべき文書2の参考資料1のうち個人の評価に関する記述の形骸化・空洞化を招くおそれがあるとのことである。

一方、審査請求人は、審査表の委員の押印が開示されていることから、審査会に参与した者は確認可能であり、実施機関の主張は実施機関自身によって否定されているなどと主張している。このことについて、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、審査請求人が指摘している委員の押印がされた審査表は、免職取消しの訴訟において裁判所へ提出した資料であるが、審査会関係者が明らかになることは当該不開示部分の不開示情報該当性には関係のないことであるとのことであった。

- イ 文書2の参考資料1のうち実施機関が不開示とした部分である個人の評価に関する記述は、前記(2)アのとおり、審査請求人を免職するか否かを審査会において適切かつ公平に審査するに当たり、非常に重要な情報であるとのことである。よって、率直かつ詳細に記載されるべきであるが、これが開示されると、審査会に参与した職員が明らかであったとしても、当該部分が形骸化し、審査会が職員を

免職するか否か適切かつ公平に審査するための正確な情報を得られなくなる可能性があることも否定できず、人事管理についての率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、文書2の参考資料1のうち個人の評価に関する記述は、条例第17条第7号に該当する。

(4) 条例第17条第8号該当性について

実施機関によれば、実施機関が不開示とした部分は、本件審査請求人のマイナス面も含め、率直かつ詳細な記載が不可欠な部分であるとのことである。

これを開示することとなれば、評価者が指導記録等の作成に当たり、被評価者と^{ちゅうちよ}の人間関係等を考慮せざるを得なくなり、マイナス面の評価の記載を躊躇するなど、記載内容が形骸化するおそれも考えられる。

その結果、人事評価の事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、実施機関が不開示とした部分は、条例第17条第8号に該当する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分及び根拠規定	
文書 1 指導記録	個人の評価や相談に関する記述	条例第 17 条第 4 号及び第 8 号
文書 2 職員分限懲戒等審査会 配布資料	参考資料 1「条件附採用職員特別評価制度の結果・評価理由について」のうち、個人の評価に関する記述	条例第 17 条第 4 号、第 7 号及び第 8 号

不服申立て事案答申第 138 号の概要について

1 件名

面接委員が赤字で記入した評価文が書いてある個票の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 8 月 17 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。）に基づき「2018 年 7 月 21 日実施愛知県公立学校教員採用選考試験にかかわる自己情報 ・特に面接委員の一人が赤字で記入した評価文が書いてある個票」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県教育委員会が平成 30 年 9 月 3 日付けで本件請求対象保有個人情報は存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、「明らかに受験者一人一人観察した様子进行评估しまとめていることがわかりメモ程度であるが自己情報を取得、保有していると判断した。よって自己情報が残っていれば当該自己情報の部分を開示してほしい。」とする審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、平成 30 年 7 月 21 日に実施した平成 31 年度愛知県公立学校教員採用選考試験第 1 次試験の口述試験において、面接委員が赤字で本件開示請求者に関する評価文を筆記し、記録した書類であると解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

平成 31 年度愛知県公立学校教員採用選考試験の第 1 次試験の口述試験は、3 名の面接委員が原則受験者 5 名に対して約 20 分間行い、面接委員の質問に一人一人の受験者が応答する方式で行った。

そして、各面接委員が受験者の教員としての適性を評価し、1 点から 10 点までの個別評定を行い、3 名の合計点から合議を得た後、「A」から「E」までの 5 段階の総合評定を行い、「第 1 次面接総合評定表」を作成した。そして、総合評定が 27 点以上である「A」又は 8 点以下である「E」の場合は、「第 1 次面接総合評定表」の特記事項欄にその理由を記入することとした。

面接委員は、試験の際に、受験者の質疑応答の様子や質疑応答の内容を、備忘のため赤字でメモをすることがある。これは、面接終了後に当該メモを参照して、より正確に面接委員各人の個別評定及びその合計点数を基にした総合評定を行うためであり、また、前記のとおり総合評定が「A」又は「E」の場合は、特記事項欄にその理由を具体的に記入することになっているためである。

本件開示請求者は、当該メモを請求していると考えられるが、一連の評定の結果が「第1次面接総合評定表」に記録され、集約されてしまえば、当該メモは不要となる。このため、「第1次面接総合評定表」に記録後、各面接委員から当該メモを実施機関により回収し、速やかに廃棄している。

このように、当該メモは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が組織的に管理するものではなく、自己情報開示請求の対象となる行政文書とはいえないことはもちろん、既に廃棄済みである。

(3) 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、平成30年7月21日に実施した平成31年度愛知県公立学校教員採用選考試験第1次試験の口述試験において、面接委員が赤字で本件開示請求者に関する評価文を筆記し、記録した書類と解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

実施機関によれば、愛知県公立学校教員採用選考試験においては、面接委員は、試験の際に、受験者の質疑応答の様子や質疑応答の内容を、備忘のため赤字でメモをすることがあるとのことである。これは、面接終了後に当該メモを参照して、より正確に面接委員各人の個別評定及びその合計点数を基にした総合評定を行うためであり、また、総合評定が「A」又は「E」の場合は、特記事項欄にその理由を具体的に記入することになっているためとのことである。そして、この一連の評定の結果が、第1次面接総合評定表に記録され、集約されてしまえば、当該メモは不要となるため、速やかに廃棄されているとのことである。

当審議会において、平成31年度愛知県公立学校教員採用選考試験（第1次試験）口述試験実施要領を確認したところ、面接委員は3名を1班とし、そのうち1名は主任面接委員とするとされていることが認められた。そして、面接委員各人が特に適性が高い場合は9点か10点とするなどの基準に基づいて行った1点から10点までの評価の合計点と27点以上の場合には特に適性が高いとして「A」とするなどの換算表とを参考にして、全員の合議を得た後、「A～E」の評語により5段階に評定することとされていることが認められた。さらに、主任面接委員はその結果に基づいて「総合評定表」を作成するとともに、総合評定が「A」又は「E」の場合は特記事項

欄にその理由を具体的に記入するとされていることが認められた。

また、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、面接委員が赤字で評価文を筆記し、記録したメモ及び主任面接委員が全員の合議を経た上で決定された評定を記入した総合評定表（以下「主任作成総合評定表」という。）は、試験当日に実施機関に提出することとなっているとのことである。そして、実施機関は、主任作成総合評定表の内容がデータ化された第1次面接総合評定表（以下「データ化された総合評定表」という。）を作成するので、データ化された総合評定表と主任作成総合評定表が相違ないことを確認すれば、当該メモ及び主任作成総合評定表は不要となるため、廃棄しているとのことである。

これらのことからすれば、面接委員が赤字で評価文を筆記し、記録したメモは、実施機関がデータ化された総合評定表と主任作成総合評定表が相違ないことを確認すれば、その段階で不要となるため、廃棄済みであるとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。